

令和5年4月
農業委員会議事録

開催日：令和5年4月25日（火）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前10時00分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年 4月25日 (火)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	出
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	欠
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金子 繁雄	出
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	欠

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	欠
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 上原 誠
主幹 江森 一雄
主幹 増田 れみ

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第5号議案 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任
免について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第4号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第5号報告 農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時40分

9. 会議の内容

局	長	<p>皆様、おはようございます。三ツ木委員がまだ見えていないのですが、定刻になりましたので、始めたいと思います。本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>開会に先立ちまして、4月の異動で事務局職員の変更がございましたので、報告いたします。4月1日付の人事異動に伴い、事務職員として着任いたしました江森主幹です。</p>
主	幹	江森でございます。よろしくお願いいたします。
局	長	同じく、事務局職員として着任いたしました増田主幹です。
主	幹	増田でございます。よろしくお願いいたします。
局	長	では、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。
		開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	おはようございます。どうもご苦労さまです。
		<p>このところ、暑さ寒さも彼岸までというのですが、彼岸を過ぎてからも寒くなったり暑くなったり、朝と晩の温度差が10度以上になる日もあり、このところすでに種まきをした方もいるかと思いますが、管理が難しいというのが実情で、外が30度近くなるとハウスの中はかなりの温度になります。毎年のことですけれども、今の時期は苗の管理が難しいというところでございます。</p> <p>先週の日曜日に地方選挙が終わり、越谷の議会も女性が10名当選したということで、32名中10名、女性議員が今までで一番多くなりました。農業委員会も来年度は改選時期でございます。農業委員会も委員の年齢、性別に著しい偏りが生じないように配慮するように、国などから通知が来ています。現在、女性は3名で、実際はもっと必要となるのですが、なかなかこれも難しい話です。9月には一般公募も始まりますので、各委員さんにおかれましては、再任にしろ新人さんに替わるにしろ、早めに改選に向け準備をしていただくようお願いしたいと思います。</p> <p>言葉は整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よ</p>

局長

ろしくお願ひします。

ありがとうございました。

本日は、田口委員より欠席の旨の連絡がありました。また、三ツ木委員も見えていませんので、現在の状況ですと出席委員は14名中12名。12名ですと定足数に達しておりますので、総会については成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から11番の荻島職務代理、13番の小林委員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願ひます。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4万7,320平方メートルです。通作距離は1.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4万7,320平方メートルです。通作距離は0.8キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

以上2件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番ともに推進委員2番の神田委員よりお願ひいたします。

2番推進委員

1番、2番の件について補足説明します。

(神田委員)

4月17日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。

議長 ありがとうございます。

全 員 ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 長 なし。

議 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議 長 続いて、採決を行います。

議 長 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹 議案書の2ページを御覧ください。

統括主幹 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

統括主幹 番号、申請人氏名の順に読み上げます。

統括主幹 それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび現在住んでいる住宅敷地の一部の地目が畑であることが判明しました。引き続き住宅敷地として利用することから、適法な土地にするための申請です。

統括主幹 なお、令和5年3月16日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

統括主幹 本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外

の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、吉田委員よりお願いいたします、

9 番 委 員 1 番の件について説明いたします。
(吉田委員) 4月12日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。西側は宅地、東側は道路に接しており、南側及び北側の農地とは高低差がないことから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議長 長 以上、報告いたします。

全 員 ありがとうございます。

議長 長 ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員 なし。

議長 長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議長 長 続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

議長 長 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹 議案書の3ページ及び4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から6番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内にある賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、将来の家族のことを考え、戸建て住宅を建築したいと思い、

土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、将来お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和50年に市外に本店を置き、主に水道施設工事業を営む法人です。このたび埼玉県東部へ事業展開するに当たり資材置場が手狭になり、土地を探していたところ、申請地はアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成28年に市内に本店を置き、主に建築土木工事業を営む法人です。現在資材運搬用ダンプトラックの駐車場や資材置場がなく、建築資材や土木資材を取引先より直接現場に搬入しております。資材を自社で確保し、安定した供給に対応でき、解体資材等を分別し再資源化する土地を探していたところ、申請地は事務所からも近く、アクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和29年に市内に本店を置き、主に一般油脂等の製造販売を営む法人です。社員等の駐車場がなく、本社工場内に車を駐車している状況で、安全性、効率性も悪いことから、土地を探していたところ、申請地は本社からも近く計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は敷地拡張（資材置場）です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和43年に市内に本店を置き、主に土木建築工事業を営む法人です。現在使用している資材置場が手狭となり、新たに土地を探していたところ、申請地は現在使用している資材置場の隣接地で利便性がよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

なお、令和4年11月30日付で敷地拡張（資材置場）として農用地区域から除かれています。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成15年に市外に本店を置き、主に土木工事業を営む法人です。現在使用している資材置場は返却を予定しており、土地を探していたところ、申請地はアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番から3番について瀬尾委員、4番について小林委員、5番について渋谷委員、6番について荻島職務代理よりお願いいたします。

それでは、1番から3番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

1番の件についてご説明いたします。

4月12日に現地確認をしております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅であります。西側道路境界を除いて、北側及び東側は新たにコンクリートブロックを設置し、南側隣地は非農地のため、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

続きまして、2番の件についてご説明いたします。同じく4月12日に現地確認をしております。申請地の現況は田です。転用目的は資材置場であります。南側出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロック及び安全鋼板にて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、ご報告いたします。

続きまして、3番の件についてご説明いたします。同じく4月12日に現地確認をしております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場であります。南側出入口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

1 3 番 委 員

4 番について、小林委員よりお願いいたします。

(小林委員)

4 番の件について説明します。

4 月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。南側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びL型擁壁、単管パイプにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

5 番 委 員

5 番について、渋谷委員よりお願いいたします。

(渋谷委員)

5 番の件について説明します。

4 月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場の敷地拡張です。東側及び出入口部分を除いた南側は、コンクリートブロック及びフェンスを設置し、北側及び西側はコンクリート擁壁及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

1 1 番 委 員

6 番について、荻島職務代理よりお願いいたします。

(荻島委員)

6 番の件について説明いたします。

4 月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。北側出入口部分を除き、周囲をコンクリートの土留め及び安全鋼板にて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員

ただいまの説明について質疑はございませんか。

議 長

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし

ます。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について、事務局から説明願います。

統括主幹 議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての7番から11番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外にある賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、家族の将来のことを考え、自己用住宅を建築したいと思い、土地を探していたところ、申請地は通勤にも便利で、両親の住む住宅にも近くお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の両親の住宅に本人と子供2人計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住宅にも近いことから、将来お互いに助け合える最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は介護が必要な親類の住宅にも近く、近隣には保育園、学校及び大型商業施設もあり、通勤にも便利なことか

ら最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住宅にも近く、通勤にも便利なことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和55年に市内に本店を置き、主に土木工事業を営む法人です。業績も順調に展開し、現在使用している資材置場が手狭になり、土地を探していたところ、申請地はアクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

なお、令和4年5月26日付で資材置場として農用地区域から除かれています。

以上5件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、7番から11番について藤井委員よりお願いいたします。

2 番 委 員

それでは、7番から10番の件について併せてご説明いたします。

(藤井委員)

4月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲に新設コンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

続きまして、11番の件についてご説明いたします。4月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及び緑地のり面

議
全
議

議
統 括 主 幹

議
全
議

長
員
長

長

長
員
長

処理にて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。以上、報告いたします。

以上5件、ご審議のほどよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番について、事務局から説明願います。

議案書の5ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、5筆の合計面積は2,608平方メートル、新規で、期間は3年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

議 長

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第4号議案の2番については、議事参与制限のある案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●●は退席させていただきます。

議事進行については、荻島職務代理よりお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時31分)

(●番 ●●委員退室：午前10時31分)

(再開時刻：午前10時32分)

職 務 代 理

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4号議案の2番について、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の5ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての2番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

2番、面積は793平方メートル、新規で、期間は3年11か月です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

職 務 代 理

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

職 務 代 理

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

職務代理

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。
ここで暫時休憩します。

(休憩時刻：午前10時33分)

(●番 ●●委員入室：午前10時33分)

(再開時刻：午前10時34分)

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4号議案の3番と4番について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用集積計画(案)の決定についての3番及び4番について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

3番、2筆の合計面積は1,926平方メートル、新規で、期間は10年です。

4番、2筆の合計面積は1,926平方メートル、新規で、期間は10年です。

以上2件の計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員

なし。

議長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第5号議案 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による職員の任免について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の7ページを御覧ください。第5号議案 農業委員会等に関

する法律第26条第3項の規定による職員の任免について説明いたします。

このたび、令和5年4月1日付、越谷市の定期人事異動がありました。農業委員会事務局では、建設部道路総務課より江森主幹、並びに総務部庁舎管理課より増田主幹が配属されました。

齋藤主幹並びに高橋主幹は令和5年3月31日付で退職されました。

事務局から以上です。

議
全
議

長
員
長

ただいまの件につきまして質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、報告でございます。

事務局より説明願います。

統 括 主 幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の8ページから11ページです。第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の12ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の13ページです。第3号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の14ページから16ページです。第4号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、13件の届

議

長

出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告、第4号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の17ページです。第5号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。

報告事項は以上です。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、5月25日木曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前10時40分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年 4月25日

議 長

署名委員

署名委員